

福島県教育委員会における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五の規定に基づき、福島県立学校（別表に掲げる学校をいう。以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第二条 法第四十七条の五第一項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置く。

2 福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に關して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長並びに地域住民及び保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の意見を聴くものとする。

(基本的な方針等)

第三条 法第四十七条の五第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 学校経営計画に関する事項
- 二 その他校長が必要と定める事項
- 2 対象学校の校長は、法第四十七条の五第四項の規定による承認を得た基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第四条 協議会は、法第四十七条の五第六項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第五条 法第四十七条の五第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に關する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

2 前条の規定は、法第四十七条の五第七項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第六条 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度一回、評価を行うものとする。

2 協議会は、地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めるものとする。

(住民参画の促進等)

第七条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(組織)

第八条 協議会は、委員十五人以内とし、対象学校の校長のほか、次の各号のいずれかに該当する者を教育委員会が任命する。

一 保護者

二 地域住民

三 学識経験者

四 関係行政機関の職員

五 対象学校の教職員

六 その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

(委員の任期)

第九条 委員の任期は、二年とする。ただし、前条第二項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
 - 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第十一条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- 一 委員から辞任の申出があったとき。
 - 二 前条（第一項後段を除く。）の規定に違反したとき。
 - 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第十二条 協議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十三条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、校長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第十四条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならぬ。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
(指導及び助言等)

第十五条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される協議会の会議は、第十三条第一項の規定にかかわらず、校長が招集する。

附 則 (令和二年三月二七日教育委員会規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年十二月八日教育委員会規則第一二号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表 (第一条、第二条関係)

福島県立川俣高等学校	福島県立湖南高等学校	福島県立猪苗代高等学校	福島
県立西会津高等学校	福島県立川口高等学校	福島県立只見高等学校	